

# 令和3年度静岡県福祉サービス第三者評価調査者継続研修実施要綱

## 1 目的

静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱に基づき、公正・中立な立場から福祉サービス提供事業者を評価し、結果を公表する福祉サービス第三者評価機関において、事業者及び利用者等の調査を行い、評価を実施する評価調査者のうち、評価業務に携わる者に対して、業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るため開催する令和3年度の静岡県福祉サービス第三者評価調査者継続研修を実施するのに必要な事項を定める。

## 2 主催

静岡県

## 3 日程及び内容

受講者は、動画配信にて講義を視聴し、下記に掲げる日のうちから1日を選択して受講する。

日 時	科 目	時 間	講 師
動画配信 令和4年 2月3日(木)～ 2月13日(日)	○オリエンテーション ○行政説明 (第三者評価事業の実施状況等)	15分	福祉指導課
	○講義 (放課後児童クラブの評価基準)	60分	全国福祉サービス 第三者評価調査者 連絡会 理事 岡 田 賢宏氏
オンライン 令和4年 2月15日(火) 2月21日(月) 2月25日(金) 13:00～17:00 いずれか1日	○講義 (放課後児童クラブの評価基準のポイント解説)	13:00～14:00	岡 田 賢宏氏
	○講義と演習 評価根拠を明確にした公表様式の記載の仕方(障害福祉サービス)	14:00～17:00	五味社会福祉士 個人事務所 五味 保教氏

## 4 定員

1回50人程度(受講対象数129人)

## 5 会場等

講習は、動画配信及びオンラインにより行う。

## 6 受講資格

ア 静岡県福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了者

(ただし、修了者証が有効期限の者)

※ 修了者証の有効期間が「令和4年3月31日まで」の方は、今回の研修を受講されないと失効することもありますので、十分御留意願います。

イ 全国社会福祉協議会主催の社会的養護関係施設評価調査者養成研修会において「評価調査者養成研修会修了証書」を交付された者(ただし、修了者証が有効期限の者)

## 7 受講申込期間

令和3年12月1日(水)～令和3年12月28日(火)(必着)に、静岡県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領様式1-2 継続研修受講申込書に必要書類を添付して、福祉指導課に提出する。

## 8 研修受講料

受講料は5,000円とし、県に納付するものとする。原則として、いったん納付した受講料は返還しない。

また、研修にかかる交通費等は自己負担するものとする。

## 9 受講申込から受講までの流れ

- ① **受講申込書の提出** 受講申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付して、福祉指導課に提出する(研修参加希望日の申出)。  
〔提出期限〕令和3年12月28日(火)
- ② **受講料の納付** 申込者あてに受講料の納入通知書を交付するので、納付期限までに納付するとともに、納付後速やかに、納入通知書(控)の写し等、納付を証明する書類の写し及び評価調査者養成研修修了者証(名刺サイズのもの)を福祉指導課に提出する。  
〔提出期限〕令和3年1月28日(金)
- ③ **受講決定通知** 上記の福祉指導課への到達により、納付が確認できた申込者に対し受講決定通知及び動画配信URL等オンライン研修に必要な書類を送付する。  
〔受講決定通知〕令和3年2月1日(火)送付予定
- ④ **受講** 講義の動画は指定した期間に視聴する。オンライン研修に参加するにあたっての事前接続テストに参加する。オンライン研修当日は、開始10分前には、接続を完了しておく。

## 10 オンライン研修の概要

2月15日(火)、21日(月)、25日(金)は、Zoomによるオンライン研修になります。参加のためのPC及び、マイク、カメラ(内蔵又は外付け)をご用意ください。

オンライン研修を円滑に実施するにあたり、事前の接続テストを下記の2日間(2月7日(月)、9日(水))10時から30分程度(予定)実施しますので、いずれかの日にご参加ください。(詳細は、受講決定後お知らせします。)

## 11 修了

規定のカリキュラムを受講した修了者には、修了者証に研修の種類と修了年月日を記載し、確認印を押印する。

## 12 申込み・問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課法人児童指導班

電話番号 054-221-2432

FAX 番号 054-221-2142

E-mail houjin-shidou@pref.shizuoka.lg.jp